

ChaCha Children Suzuya 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人 ChaCha Children & Co.
所 在 地	東京都新宿区新宿5丁目1番1-202号
電 話 番 号	03-5944-0670
代 表 者 職 氏 名	理事長 迫田 健太郎

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	ChaCha Children Suzuya
施 設 の 所 在 地	さいたま市中央区鈴谷5-6-11
電 話 番 号	048-857-7101
施 設 長	佐藤 洋子
受 入 年 齢	生後57日目～小学校就学前
利 用 定 員	定員90人（0歳児6人 1歳児10人 2歳児14人 3歳児20人 4歳児20人 5歳児20人）
開 設 年 月 日	平成20年4月1日

3 施設の目的及び運営の方針

ChaCha Children Suzuya（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	1063.01 m ²
園舎の構造・規模	鉄骨造2階建て
園 舎 面 積	延床面積 667.39 m ²
園 庭 面 積	395.62 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
ほふく室	1室	36.63 m ²	0歳児
乳児室	1室	66.23 m ²	1、2歳児
保育室	3室	141.50 m ²	3～5歳児
遊戯室(ホール)	1室	92.13 m ²	兼ランチルーム
医務室	1室	m ²	事務室内
調理室	1室	53.18 m ²	
事務室	1室	27.76 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容 (H31.4.1 現在)

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
主任保育士	1人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	22人	保育業務
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
保育補助	2人	保育業務補佐
栄養士	1人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	3人	給食調理
事務員	1人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時30分から18時30分の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分(土曜日は除く)までの範囲内で、時間外保育を提供します(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります)。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分と16時30分から19時30分まで、土曜は7時30分から8時30分と16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への食事の提供

3歳以上児に対しても、別途給食代を受領し、食事の提供を行います。

(3) 一時保育事業の実施

地域の子育て支援を担う機能として、一時保育を実施します。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市区町村に対し、当該市区町村が

定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用をご負担いただきます。ただし、給食費については市区町

村の条例及び規定により免除される場合があります。

お支払方法は、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人 博仁会共済病院
医師名	大和康彦
所在地	さいたま緑区原山3-15-31
電話番号	048-882-2867

(2) 歯科

医療機関の名称	ひがし歯科
歯科医師名	東 敬祐
所在地	さいたま市中央区鈴谷7-4-8
電話番号	048-851-6600

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関	医療機関名：西部総合病院 診療科：小児科、整形外科、眼科、皮膚科 等 所在地：さいたま市桜区上大久保 884 電話番号：048-854-1111
--------	---

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック 有 ・備蓄米・食糧 有 ・ミネラルウォーター 有 ・懐中電灯 有
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤルを用います。 緊急掲示板サイトを用います。
避難場所	鈴谷小学校（さいたま市中央区鈴谷5-1-1）

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 主任保育士 川本 かなえ ・苦情解決責任者 園長 佐藤 洋子 <p>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。</p>	
第三者委員	富澤 洋	電話番号 048-857-1941
		役職・肩書等 鈴谷地区町内会長
	清水孝多郎	電話番号 048-852-3516
		役職・肩書等 鈴谷地区町内会員

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保険内容
日本スポーツ振興センターの 児童災害共済	1 医療費 療養に要した医療費総額 500 点 (5,000 円) 以上が支給対象 2 障害見舞金 3 死亡見舞金
全国私立保育園連盟保険制度	1 施設賠償責任保険 対人：1 人 1 事故 10 億円 対物：1 事故 1,000 万円 2 生産物賠償責任保険 対人：1 人 1 事故 10 億円 対物：1 事故 1,000 万円

17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車、自転車での送迎の際は、決められた場所に駐車、駐輪してください。また、送迎時間以外の駐車、駐輪はご遠慮ください。 ・当園では、医師の処方したもの（アレルギー緊急薬、熱性けいれん等）に限り、投薬を行っています。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止めください。
-----------	--

別表

受領する費用の種類		支払を求める理由	金額
延長保育料		延長保育に要する費用の一部をご負担いただきます。	利用する延長保育時間 30分につき月額 3,000円 1時間につき月額 6,000円 スポット利用 30分 300円 1時間 600円
給食費 (2号認定子ども)	主食	3歳以上の児童に提供する主食代副食代を実費でご負担いただきます。	月額 2,000円
	副食		月額 4,500円
布団乾燥代		委託業者による布団乾燥代をご負担いただきます。	月額 190円
おむつカバー代(買取)		利用時にご負担いただきます。	1枚 800円
パンツ代(買取)		利用時にご負担いただきます。	1枚 350円
トレーニングパンツ代(買取)		利用時にご負担いただきます。	1枚 600円
帽子代(買取)		1歳児以上は年齢別のカラー帽を使用します。(通常・夏)	各 2,000円
日本スポーツ振興センターの児童災害共済		年度初めにご負担いただきます。	4月 250円
開所時間外の保育		閉所時刻以降の保育は原則として行いません。緊急事情等で保育を行う場合は、右記保育料をご負担いただきます。	5分毎 500円
一時預かり保育		一時預かり保育に要する費用をご負担いただきます。	1時間当 400円 食事代 300円

※1 長期欠席・途中入園退園等の理由による食事徴収につきましては、月間の利用日数の把握に関わらず、1食でも食した場合は全額を徴収致します。

※2 上記以外に、行事等により別途利用者からの徴収を行う場合があります。

この規則は、令和6年4月1日から施行する。